

みなみ すこやか定期貯金



店頭表示金利に **+年0.225%** 上乗せ

預入期間

1年

非自動継続式

適用金利

スーパー定期貯金の店頭表示利率に0.225%を上乗せした利率を満期日まで適用します

預入限度

100万円
以下

取扱期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

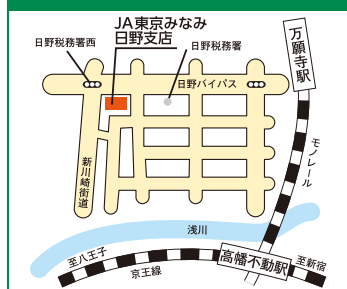
- ご利用いただける方は、当組合で公的年金※振込の受取を既に開始している方、新たに開始される方、または振込指定を当組合に変更される方となります。※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。
- 中途解約の場合には、JA所定の解約利率が適用となります。
- 預入期間を通じて公的年金の受取指定が継続されない場合は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日の1年ものスーパー定期貯金の店頭表示金利が適用となります。
- 当商品は、事業分量配当の対象になりません。
- 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。
- 詳しくは、JA窓口または渉外担当者にお尋ね下さい。

ご利用のお客様への取引時確認に関するお願い

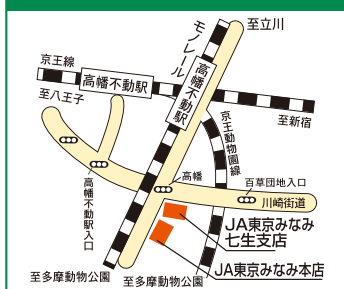
ご利用者様の氏名・住所・生年月日について確認させていただく際、顔写真の無い本人確認書類をご提示いただいた場合、別に本人確認書類をご提示いただく等、追加のご対応が必要となります。

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

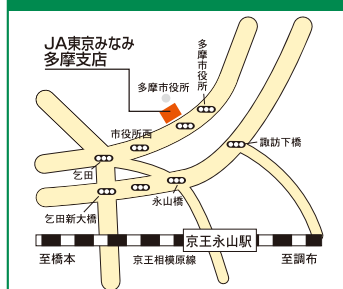
日野支店 ☎042-583-2111



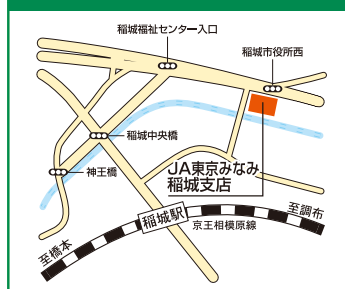
七生支店 ☎042-591-2011



多摩支店 ☎042-375-8211



稲城支店 ☎042-377-6002



商品概要説明書

みなみすこやか定期貯金

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

商品名	・スーパー定期貯金＜単利型＞みなみすこやか定期貯金																
取扱期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)																
ご利用いただける方	・以下の条件のいずれかを満たす個人に限定します。 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金および農業者年金をいいます。																
期 間	・定型方式 1年(非自動継続式)																
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 取扱店舗	・一括預入 ・1円以上100万円以下 ・1円単位 ・公的年金の受取指定店舗に限定																
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。																
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に0.225%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 ・ただし、預入期間を通じて公的年金の受取指定が継続されない場合は、通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日の1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。																
手数料	－																
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。																
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%																
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融共済部管理課(電話：042-594-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は、利用分量配当の対象外となります。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。